

久留米税務署からのお知らせ

① 平成 29 年 7 月九州北部豪雨で被害を受けられた皆様へ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- (1) 申告、納付などの期限延長（国税通則法第 11 条）
- (2) 納税の猶予（国税通則法第 46 条）
- (3) 予定納税の減額（災害減免法又は所得税法第 111 条）
- (4) 所得税の軽減免除等（災害減免法又は所得税法第 72 条等）
- (5) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法 41 条）
- (6) 源泉所得税の徴収猶予又は還付（災害減免法）
- (7) 災害等による消費税簡易課税制度（不適用）届出に係る特例（消費税法第 37 条の 2）
- (8) 契約書等に係る印紙税の非課税（租税特別措置法 9 1 条の 2、9 1 条の 4）
- (9) 被災自動車に係る自動車重量税の還付（租税特別措置法 90 条の 15 第 2 項）
- (10) 納税証明書の無料発行（国税通則法施行令第 42 条第 4 項）

詳しい内容については、ホームページをご覧になるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

●福岡国税局ホームページ：<http://www.nta.go.jp/fukuoka/>

久留米税務署 Tel0942-32-4461（自動音声案内に従い「2」を選択してください。）

② 平成 29 年分 給与所得の年末調整説明会

■日 時 11 月 21 日（火） 13 時 30 分～15 時 30 分

■会 場 白壁ホール（うきは市文化会館）

■対象者 うきは市・久留米市田主丸町の源泉徴収義務者
※年末調整関係書類は事前に送付しますので、説明会には必ず持参してください。

●問合せ 久留米税務署 法人課税第 1 部門（源泉所得税担当）
Tel0942-32-4461（自動音声に従い、「2」を選択）



税務課からのお知らせ

今年度の確定申告の相談会場が変わります！

うきは市役所 3 階 大会議室
平成 30 年 2 月 16 日（金）～3 月 15 日（木）

平成 29 年分の所得税確定申告の相談会場が、うきは市役所 3 階の大会議室に変わります。

毎年ムラおこしセンターで実施していましたが、建て替え工事のため今年度の相談会場を上記のとおり変更する予定です。

なお、確定申告に関する受付時間等の詳細は決まり次第、「広報うきは」・うきは市ホームページ・防災無線等で随時お知らせします。

●問合せ 税務課住民税係 Tel75-4977